

令和7年度豊田市一般廃棄物処理実施計画

総 則

1 実施計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第13に規定する令和7年度豊田市一般廃棄物処理実施計画を以下のように定める。

2 処理区域

豊田市全域

3 処理施設

本実施計画に定める処理区域内から発生する一般廃棄物は、豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和37年条例第14号）に定める一般廃棄物処理施設のほか、プラスチック製容器包装資源化施設、リユース工房、リユーススポット、逢妻衛生プラント、砂川衛生プラント及び民間処理施設において処理を行う。

第1 一般廃棄物の発生量の見込み

1 家庭系廃棄物（ごみ）の種類及び分別区分

区分		内容
燃やすごみ		生ごみ、紙おむつ、紙くず、木くず、焼却灰、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品等
埋めるごみ		ガラス類、割れた飲食用びん、陶器、陶磁器類、ブロック・レンガ、その他の不燃ごみ等
金属ごみ		金属製品、飲料缶以外の缶、家電製品、金属とプラスチックとの複合製品
資源	飲料缶	飲料用のアルミ缶、スチール缶
	ガラスびん	飲食用のびん、化粧品のびん
	ペットボトル	PET マークのついた飲料用、酒類用、しょう油用のもの等
	プラスチック製容器包装	プラマークのついたラップ類、トレイ・パック類等
有害ごみ		蛍光管、乾電池、体温計、充電式小型家電（充電池の取り外しができないもの）等
危険ごみ		ライター、スプレー缶、カセットボンベ
古紙		新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック
古布		古着、タオル、毛布等
廃食用油		廃食用油
木くず		刈草、せん定枝
粗大ごみ		大型の家電製品、自転車、ミシン、ベッド、ふとん、タンス、ソファ、スキー板等（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機を除く。）

2 ごみ（市の処理）

区分		排出量（t）	
家庭系	燃やすごみ		68,966
	埋めるごみ		1,484
	資源	ガラスびん	2,216
		飲料缶	487
		ペットボトル	1,128
		プラスチック製容器包装	2,284
		廃食用油	17
		古紙類	10,844
		古布類	528
		粗大ごみ	可燃
	不燃		0
	金属		373
	リユース		22
	金属ごみ		1,976
	有害ごみ		141
	危険ごみ		101
	木くず	刈草	23
		せん定枝	216
計		91,123	
事業系	燃やすごみ		27,007
	不燃ごみ		215
	資源		67
	木くず	刈草	966
		せん定枝	988
	食品残さ		1,006
	計		30,248
総排出量		121,372	

※端数処理の関係で合計値が合わない。

3 し尿及び浄化槽汚泥

区分	排出量（kl）
し尿	2,486
浄化槽汚泥	74,602
計	77,088

4 他市町村への搬出

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に基づき、食品残さを資源化する。

処理業者・施設名	区分	搬出量 (t)	市町村名
ヒラテ産業 (有)	食品残さ	4 8	刈谷市
(株) バイオス小牧	食品残さ	3 7	小牧市
(株) 橋本 関エコフィードセンター	食品残さ	3 1	岐阜県関市
オオブユニティ (株) リサイクルプラント横根工場	食品残さ	6 0 4	大府市

5 その他

豊田市内で発生し、次の項目のどちらかに該当する廃棄物

- (1) 法第 8 条第 1 項の規定に基づく許可施設又は法第 1 5 条の 2 の 5 の規定に基づく届出施設で直接受入れを行うもの
- (2) 法第 7 条第 6 項の規定に基づく許可業者の施設で直接受入れを行うもの

区分	処理業者	処理量 (t)
木くず	(株) 鈴鍵	5, 5 8 2
木くず	コメジ・ソシオ (株)	3 9 2
木くず	フルハシ E P O (株)	3, 5 5 0
木くず	河合伐採 (有) ※	3 2 0
事業系燃やすごみ	トヨタ自動車 (株) ※	5 5 4

※自社で発生した廃棄物のみ

第2 一般廃棄物の処理主体

1 ごみ

区分		処理の主体		
		収集運搬※ ¹	処分	
家庭系	燃やすごみ	市（直営※ ² 又は委託業者）	市	
	埋めるごみ		市	
	金属ごみ		民間	
	資源		市・民間	
	有害ごみ		民間	
	危険ごみ		民間	
	粗大ごみ		市・民間	
	古紙・古布 ・廃食用油		リサイクルステーションに自ら搬入後、 市（直営※ ² 又は委託業者）	民間
	木くず		処理施設に自ら搬入	市・民間
	臨時ごみ		処理施設に自ら搬入 豊田市一般廃棄物収集運搬業許可業者	市・民間
事業系		事業者自ら搬入 豊田市一般廃棄物収集運搬業許可業者	市・民間・ 自己処理施設	

※1 第3 処理計画 1.1 適正処理困難物等に対する対処方針（1）適正処理困難物に指定したものは、収集対象外とする。

※2 トヨタ自動車（株）等の寮から発生する家庭系廃棄物（臨時ごみを除く。）は、豊田市一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集することを認め、直営と同様とみなし、これに含める。

2 し尿及び浄化槽汚泥

区分		処理の主体	
		収集運搬 ※1	処分
し尿	家庭系	市（直営又は委託業者） 委託業者 【豊田地区の一部、藤岡・小原・足助・下山・旭地区】 豊田環境事業協同組合 【稲武地区】 （株）東海環境保全	市
	事業系	委託業者 【豊田・藤岡・小原・足助・下山・旭地区】 豊田環境事業協同組合 【稲武地区】 （株）東海環境保全	
浄化槽 汚泥	家庭系 事業系	許可業者	市

※1 中継槽からのし尿、浄化槽汚泥の収集運搬は、豊田環境事業協同組合

3 動物の死体及び不法投棄物

区分	処理の主体	
	収集運搬	処分
犬・猫等の死体・ 不法投棄物	自ら搬入又は市（直営又は委託業者）	市・民間

第3 処理計画

豊田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、次のとおり実施する。

1 廃棄物の発生抑制

(1) 家庭系廃棄物の減量

ア 食品ロスの削減

「小学生を対象とした啓発ポスターの募集及び優秀作品の掲示」、「食品ロス量の実態調査等の実施」、「食品ロスの削減に関する情報の収集及び提供」を行い、食品ロスの課題への理解を深める。また、「手前どり運動協力店の拡充」、「フードドライブの実施」、を通じて、食材の使い切り・食べ残し・有効活用等の食品ロスの削減に向けた取組を推進する。

イ 生ごみ処理機器、ダンボールコンポスト等の活用促進

食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組を進めた上で、発生してしまう食品残さについては、再生利用（堆肥化等）を促進する。生ごみ処理機器は補助制度及びカバン型コンポスト貸与制度を周知し、生ごみの資源循環を促進する。また、カバン型コンポストの利用者に対して講座を実施する。

ウ 水分ひとしぼり運動の促進

ごみの減量と安定的な焼却を目的に、生ごみから水分を取り除くように啓発活動を行う。

エ 雑紙分別袋の利用促進

紙資源のリサイクルを推進するため雑紙分別袋の利用促進を啓発する。

オ eco-T 等での環境学習推進事業

身近な環境問題や日常生活における環境にやさしい行動について学ぶことができる生活系環境学習の拠点として eco-T を活用する。

カ 清掃施設の見学会実施

市内の小学生等に対して清掃施設見学を開催する。

キ 出前講座「資源・ごみの分別とダイエット作戦」

各種団体へ講師を派遣し、ごみ減量・リサイクルの意識啓発、資源・ごみの分け方、出し方を案内する。

ク 地域へのごみ減量・分別の啓発強化

自治区や各種団体等に対してごみの減量や分別を促進するため啓発を強化する。

(2) 事業系一般廃棄物の減量

ア 事業者との連携による取組の推進

「食品ロス量の実態調査等の実施」、「手前どり運動の開催」、「フードドライブの実施」、「フードシェアリングサービス」、「マイボトル持参運動」等の取組を事業者と連携して行い、食品ロスの削減、ごみの減量を促進する。

2 廃棄物の再使用・再生利用の促進

(1) 家庭系廃棄物の再使用・再生利用

ア 飲食用ガラスびん等の資源化推進事業

埋めるごみに約1割含まれている飲食用ガラスびん等について、出前講座や環境学習、各種イベント時で資源化推進を啓発する。

イ 雑紙の資源化推進事業

燃やすごみに約1割含まれている雑紙について、出前講座や環境学習、各種イベント等で資源化推進を啓発する。

ウ 生ごみの堆肥化等による地域循環の検討

市内で発生した生ごみをダンボールコンポスト等で資源化して地域で再生利用する。

エ 生ごみ処理機器、ダンボールコンポスト等の活用促進（再掲（1（1）イ参照））

オ 粗大ごみの再生施設「リユース工房」及び「リユーススポット」事業

物を大切に長く使う意識啓発やごみ減量や再使用に対する理解を深めるため、「リユース工房」では、家庭から粗大ごみとして出された家具等を清掃・補修し、リユース家具として展示販売する。また、「リユーススポット」では粗大ごみ等を簡易清掃し、有償又は無償で譲渡する。

カ ごみステーション管理者等への啓発活動の推進

ごみ出しマナーの守られていないごみステーション管理者等に対して個別に啓発する。

キ 集団回収活動の促進

リサイクル活動を積極的に推進している自治区や子ども会等の団体に対して報奨金を交付し、ごみの減量及び資源化を促進する。

ク プラスチック資源の一括回収の検討・促進

プラスチック製容器包装にプラスチック製品等を加えた「プラスチック使用製品廃棄物」の分別収集を整備・促進する。

ケ リサイクルステーションの利用促進

リサイクルの促進を図るためリサイクルステーションの利用促進を図る。

コ 資源の水平リサイクルの推進

回収したペットボトル等の水平リサイクルの推進

サ 雑紙分別袋の利用促進（再掲（1（1）エ参照））

シ 地域へのごみ減量・分別の啓発強化（再掲（1（1）ク参照））

（2）事業系廃棄物の再使用・再生利用

ア 販売店における資源の自主回収の促進

市と事業者の連携による資源の回収を促進するため、現在自主回収を行っている販売店を資源回収協力店として登録し、情報発信することで資源の回収を促進する。

イ 事業系生ごみの資源化（優良な民間施設の活用を含む。）

市内小売店等から発生した事業系生ごみを民間施設等で資源化するため、必要な情報を把握し事業者へ発信していく。

ウ 刈草・せん定枝、食品残さの資源化

家庭や事業所から発生した刈草・せん定枝等を緑のリサイクルセンターで堆肥化して販売し、地域内循環を図る。また、民間処理施設に誘導し、資源化を推進する。

（3）分かりやすい情報発信

ア 分かりやすい情報発信と仕掛けづくり

分別の徹底を図るため、分別方法の検索機能や、資源やごみの収集日を通知する機能付きの分別アプリの普及促進を図る。分別アプリ以外にも、情報技術等を

活用し、年代ごとの特性を考慮した分かりやすい情報発信の実用に向けて検討を行う。また、ごみ問題を楽しく考えてもらうための仕掛けづくりを検討する。

イ 「資源・ごみの分け方・出し方」ごみガイドブックを活用した情報発信
「資源・ごみの収集日と資源・ごみの分け方・出し方」を示したパンフレットを活用し、ごみの分別等を促進する。

ウ 多言語によるごみ出しマナーの周知
居住する外国人に対して、正しいごみ出しルールの周知を図る。

(4) 再生利用の促進

ア 小型家電回収事業

小型家電の資源化を促進するため、家庭から出された金属ごみの中から、小型家電（有害ごみを除く。）を取り出し、小型家電に含まれる基板等からレアメタル等を回収する。

イ 溶融スラグの資源化

埋立物を減量するため、渡刈クリーンセンターで一般廃棄物を熱分解し、その際に発生した灰分を高温で溶かし、冷却・固化して溶融スラグを生成する。生成した溶融スラグは、路盤材などの建設資材に活用する。

ウ 公共工事等で発生する廃棄物の資源化・再生材の活用

施設管理で発生する刈草、せん定枝について、緑のリサイクルセンターや民間事業者を活用して資源化を実施する。公共工事において愛知県リサイクル評価制度の再生資材等の活用を促進する。

エ リサイクルステーション整備事業

リサイクルステーションの利用状況を踏まえ、移転や統廃合等を検討する。

3 廃棄物エネルギーの活用

(1) 廃棄物からのエネルギーの回収・活用

ア 新たな廃棄物のエネルギー活用の検討

新たな廃棄物によるエネルギー活用を検討する。

イ 地域エネルギー活用モデル構築事業

焼却施設において回収したエネルギーの活用等、地域特性に応じたエネルギーの需給モデルを検討し、CO₂ 排出量の削減のために導入すべき再生可能エネルギー等の地域内での利用に関する仕組みづくりを行う。

ウ 植物性廃食用油資源化事業

回収した廃食用油を精製して、資源として再利用する。

エ 焼却施設におけるエネルギー回収

渡刈クリーンセンターで効率的に発電し、エネルギー回収する。

4 廃棄物の適正処理の推進

(1) 廃棄物の適正処理に必要な情報の周知と指導の推進

ア 廃棄物適正処理推進員による訪問啓発事業

廃棄物適正処理推進員を設置し、排出事業者へ廃棄物の適正処理と分別を徹底するよう戸別に訪問し、啓発する。

イ 搬入前検査の実施

許可業者や搬入する事業系一般廃棄物について検査を実施し、搬入物の適正処理を図る。

(2) 不法投棄や不適正処理現場の早期対応の推進

ア 不法投棄対策連絡会による不適正処理対策の連携

不法投棄の防止対策、監視体制、処理体制を充実させるため、行政内部の組織として、警察、国、県と市の関係部署で連絡会を構成し、密接な連携を図る。

イ 不法投棄パトロール隊との連携

生活環境の保全や市民一人ひとりによるきれいなまちづくりを推進するため、市民と行政が共働して、不法投棄防止のまち美化活動を行う。

ウ 不法投棄物の回収、処理

市民や不法投棄対策連絡会からの通報に対し、不法投棄物の回収及び処理を実施する。

エ 不用品回収業者への監視・指導

不適正な廃棄物の取扱いを防止するため不用品回収業者への監視・指導を行う。

オ ごみステーションからのごみの持去りの監視・指導

条例に基づいた監視・指導を行い、ごみステーションに出されたごみの適正処理を図る。

カ 不法投棄等の早期発見

航空写真の解析による調査や通報に関する覚書締結団体からの通報により、不法投棄等を早期に発見し、対応する。

5 安心できるごみ処理体制の確保

安心かつ効率的なごみ処理体制の整備

(1) ごみ焼却施設の効率的な運転

施設整備や搬入予定量を見据え、施設間での搬入調整を行いながら、ごみ焼却施設を効率的に運転する。

(2) 災害廃棄物処理の体制整備

災害廃棄物処理計画に従って、民間事業者等と連携した災害廃棄物処理体制を構築する。

(3) 効率的な収集運搬体制の整備

広域な市域を効率よく収集するための収集運搬体制を構築する。

(4) 処理施設の維持管理と計画的整備

計画的な設備修繕や延命化整備を実施し、ごみ処理施設を安定的に稼働させる。

また、処理施設の整備を行う場合には、民間処理施設の活用を踏まえた処理体制の在り方を検討する。

(5) ふれあい収集によるごみ出し支援

高齢者や障がい者のごみ出し支援を行うため、要介護認定者等を対象とした戸別収集を実施する。

(6) グリーン・クリーンふじの丘の残余容量の確保

将来の埋立ごみ量の見込みに対し、民間処理施設を活用し、経費の削減と平準化の視点を踏まえ、グリーン・クリーンふじの丘の残余容量を確保していく。

6 収集・運搬計画

(1) 収集区域の範囲

豊田市全域

(2) 収集体制及び収集運搬の量

区分		収集・運搬の方法	回数	量 (t)
家庭系	燃やすごみ	市 (直営又は委託業者)	2/週	65,810
	埋めるごみ		1/月	921
	金属ごみ		1/月	1,268
	資源		1/月*	2,851
	有害ごみ		1/月	141
	危険ごみ		1/月	101
	粗大ごみ		随時	692
	ふれあい収集	市 (直営)	随時	—
	リサイクルステーション	市 (直営又は委託業者)	随時	10,491

*資源のうちプラスチック製容器包装については、1回/週とする。

7 中間処理計画

(1) 市処理施設の概要

施設名	施設能力	所在地	種類
渡刈クリーンセンター (ガス化溶融)	405t/日 (135t/日×3炉)	渡刈町 大明神 39-3	燃やすごみ 粗大可燃
藤岡プラント (ストーカ)	90t/日	下川口町 奥山 516-4	燃やすごみ 粗大可燃
プラスチック製容器包装 資源化施設 (圧縮梱包)	10t/5H	渡刈町 大明神 39-3	プラスチック製 容器包装
緑のリサイクル センター (堆肥化等)	破碎 22.5t/日 発酵・熟成 27.0t/日	枝下町 下笹沢 197	木くず及び 食品残さ

(2) 燃やすごみ及び粗大ごみ可燃

中間処理 (ガス化溶融、焼却) を市と許可施設を有する事業者で行う。

施設名・処理業者名	搬入量 (t)
渡刈クリーンセンター	77,033
藤岡プラント	19,258
トヨタ自動車 (株)	554

(3) ガラスびん

中間処理 (選別) を委託業者で行う。

処理業者名	搬入量 (t)
循環資源 (株)	2,216

中間処理したガラスびんのうち、「その他の色のびん」は国の指定法人である（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者にて再商品化し、それ以外のびんについては、独自ルートで再商品化される。

再商品化事業者	搬入量（t）
（株）大原ガラスリサイクル	300※
	1,916

※（公財）日本容器包装リサイクル協会にて再商品化

（４）飲料缶

中間処理（選別、圧縮）を売払業者で行う。

処理業者名	搬入量（t）
循環資源（株）（４～６月）	244
未定（７～３月）	244

（５）ペットボトル

中間処理（圧縮）を委託業者で行う。

処理業者名	搬入量（t）
循環資源（株）	1,128

中間処理したペットボトルは「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定」を締結した事業者を通じて水平リサイクルで再商品化する。

協定締結事業者	搬入量（t）
豊田通商（株）	1,128

（６）プラスチック製容器包装

中間処理（選別、圧縮梱包）を市で行い、国の指定法人である（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者にて資源化する。

施設名・再商品化事業者		搬入量（t）
プラスチック製容器包装資源化施設		1,800
再商品化事業者	因幡環境整備（株）	1,300
	日鉄リサイクル（株）	500

（７）金属ごみ、金属粗大及び事業系不燃（り災金属）

中間処理（破碎）を委託業者で行う。

処理業者名	区分	搬入量（t）
トヨキン（株）	金属ごみ	1,976
	金属粗大	373
	事業系不燃（り災金属）	1

（８）有害ごみの処理

中間処理（選別、破碎）を委託業者で行う。

処理業者名	区分	搬入量（t）
トヨキン（株）	乾電池	118
	蛍光管・体温計等	23

中間処理された有害ごみは、民間処理業者（野村興産（株））にて適正処理する。

(9) 危険ごみ

危険ごみの中間処理（破碎）を委託業者で行う。処理後は、金属ごみとして委託業者で処理する。

処理業者名	区分	搬入量 (t)
トヨキン (株)	ライター	11
	スプレー缶・カセットボンベ等	90

(10) 木くず及び食品残さ

木くずの中間処理（破碎）を市と許可施設を有する事業者で行う。市では、堆肥化及びチップ化する。

施設名・処理業者名	区分	搬入量 (t)	
緑のリサイクルセンター	木くず	刈草	989
		せん定枝	1,204
(株) 鈴 鍵	木くず	5,582	
コメジ・ソシオ (株)	木くず	392	
フルハシEPO (株)	木くず	3,550	
河合伐採 (有)	木くず	320	

食品残さの一部を市で堆肥化する。

施設名・処理業者名	搬入量 (t)	
緑のリサイクルセンター	食品残さ	1,006

(11) 古紙類・古布類の処理

リサイクルステーション等で回収した古紙類・古布類を民間処理業者へ売却する。

処理業者名	区分	搬入量 (t)
豊田リサイクル協同組合等	古紙類	10,911
	古布類	528

(12) 植物性廃食用油

リサイクルステーションで回収した廃食用油を民間処理業者へ売却する。

処理業者名	搬入量 (t)
浜田化学 (株)	17

(13) 粗大ごみ

粗大ごみの中から使用できる家具類を清掃・補修し、リユース家具として販売や、リユーススポットで必要とする人へ譲渡する。

施設名	再使用量 (t)
リユース工房	8
リユーススポット	12

8 最終処分計画（埋立処分）

（1）市最終処分場の概要

施設名	グリーン・クリーンふじの丘（第1期）
所在地	藤岡飯野町大川ケ原 1161-89
埋立工法	サンドイッチ工法
面積（㎡）	24,000
全体容量（㎡）	148,000
残余容量（㎡）	45,199（令和6年3月末）

（2）焼却残さ等の最終処分方法

残さの種類	処分方法
飛 灰	埋立
焼 却 灰	埋立
不 適 物	埋立
溶融スラグ	資源化

（3）埋立処分

埋めるごみ、不燃性粗大及び事業系不燃（り災不燃）を直接埋立て処分し、渡刈クリーンセンター、藤岡プラント等から発生する飛灰、焼却灰、不適物等を、資源化できるものを除き埋立処分する。

施設名・処理業者名	区分	搬入量（t）
グリーン・クリーンふじの丘	直接埋立	1,699
	埋立	493
（公財）豊田加茂環境整備公社 御船処分場	埋立	5,531

9 他市町からの受入れ

市処理施設名	区分	受入量 (t)	市町村名
渡刈クリーンセンター	脱水汚泥・し渣	233	みよし市 (砂川衛生プラント)
グリーン・クリーンふじの丘	埋めるごみ	32	みよし市
トヨキン(株)	ライター	6	岡崎市
	乾電池・蛍光管等の有害ごみ	135	刈谷市、日進市、みよし市、東郷町
循環資源(株)	ペットボトル	499	尾張旭市、長久手市、みよし市
	ガラスびん	2,410	尾張旭市、長久手市、名古屋市、瀬戸市
循環資源(株)	プラスチック製容器包装	350	みよし市
(公財)豊田加茂環境整備公社御船処分場	焼却灰	1,352	みよし市
	飛灰	189	みよし市

10 事業所から発生する一般廃棄物の処理

(1) 事業所から発生する一般廃棄物の収集運搬について

事業所から発生する一般廃棄物については、自ら一般廃棄物処理施設へ搬入するほか、一般廃棄物処理業の許可業者に処理委託することにより適正に処理する。

(2) 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物処理業の新規許可及び更新許可については、法のほか、以下の基準を満足する者に許可し、適正処理を図る。ただし、令和7年度に排出が見込まれる事業系一般廃棄物は、既存の一般廃棄物収集運搬業の許可業者での収集運搬が可能であるため、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は原則行わない。また、一般廃棄物には腐敗物が多く含まれ、保管を行った場合には腐敗物の飛散、流出や悪臭の発生により重大な生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、積替え保管は認めない。

ア 一般廃棄物収集運搬業者は、排出事業者から反復継続的に収集運搬をしていること。

イ 別途定める「豊田市一般廃棄物処理業の許可に関する要綱」によること。

1.1 適正処理困難物等に対する対処方針

(1) 適正処理困難物の指定

次表に示す廃棄物は、市の適正処理困難物として指定する。

適正処理困難物	排出者への対応方法
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電リサイクル法にのっとった処理ルートへ誘導
タイヤ（ただし、20cm程度に切断してあるものを除く。）	販売店等による下取り又は引取りの誘導
バッテリー	販売店等による下取り又は引取りの誘導
L Pガスボンベ	販売店等による下取り又は引取りの誘導
爆発引火等の危険があるもの	販売店等による下取り又は引取りの誘導
液状のもの	自ら使い切ることの指導又は販売店等による引取りの誘導
廃油（廃食油以外）、塗料又は毒性のある薬品	自ら使い切ることの指導又は販売店等による引取りの誘導
ピアノ	販売店等による下取り又は引取りの誘導
消火器	（株）消火器リサイクル推進センターが運用する消火器リサイクルシステムへ処理を誘導
F R P 船	F R P 船リサイクルセンターが運用するF R P 船リサイクルシステムへ処理を誘導
オートバイ	（公財）自動車リサイクル促進センターが運用する二輪車リサイクルシステムへ処理を誘導
パソコン	製造メーカー等による引取りの誘導
自動車	販売店等による下取り又は引取りの誘導
農業用機械	販売店等による下取り又は引取りの誘導
農薬・薬品	販売店等による下取り又は引取りの誘導

(2) 在宅医療廃棄物の対処方針

家庭から出される注射針や注射針が取り外せない注射器は、医療機関を通じて回収・処理を行う。また、人口肛門等の適正な排出方法については周知徹底を図る。

1.2 その他

- (1) オゾン層を破壊する物質の特定フロン（C F C）を使用した家庭から出される業務用冷凍空調機器については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、管理者にフロンの回収を指導する。フロン回収された物は、金属ごみとして処理する。
- (2) ディスポーザー汚泥の取扱いは、し尿処理施設の受入基準に従い、受け入れる。
- (3) 処理施設の搬入者区分は、市長が認めた場合は変更する場合がある。

第4 生活排水処理実施計画 (R6.4.1実績 行政人口 415,853人)

1 生活排水処理計画

- (1) 公共下水道で処理する区域及び人口等
矢作川流域関連の区域、境川流域関連の区域 324,312人
- (2) 特定環境保全下水道で処理する区域及び人口等
鞍ヶ池処理区、足助処理区 2,997人
- (3) コミュニティ・プラントで処理する区域及び人口等
幸海・穂積地区 713人
- (4) 農業集落排水施設で処理する区域及び人口等
御船地区、高岡中部地区、稲武中部地区及び野入地区 7,113人
- (5) 共同し尿浄化槽で処理する区域及び人口等
市管理の西川団地及び平畑地区の区域 210人
- (6) 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等
前記の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)以外の区域(ただし、将来的な公共下水道等区域を含む。) 80,508人

2 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	処理量 (kl)
し 尿	3,402
浄化槽汚泥	79,832

(2) 収集区域の範囲

豊田市全域

(3) 収集方法及び回数

区 分		収集方法	
		収集の主体	回 数
し 尿	家庭系	市(直営又は委託業者※)	1/月
	事業系	委託業者	随 時
浄化槽汚泥	家庭系	許可業者	年1回以上
	事業系	許可業者	年1回以上

※「第2 一般廃棄物の処理主体 2 し尿及び浄化槽汚泥」に記載のとおり

(4) 一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)収集・運搬業

一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)収集・運搬は下記の業者で適正処理する。

ア し尿の収集運搬業許可は現行の6業者

イ 浄化槽汚泥の収集運搬業許可は現行の8業者(市処理施設への搬入のみを行う1業者を除く。)

ウ 収集運搬区域は以下のとおりとし、市町村合併前のものを踏襲する。

収集区域				
豊田地区	足助地区	下山地区	旭地区	藤岡地区
小原地区	稲武地区	計7地区		

3 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

施設名	所在地	施設能力	種 類
逢妻衛生プラント	前林町前越 1	350kℓ / 日	し尿及び浄化槽汚泥
砂川衛生プラント	みよし市三好丘 旭 4-19-15	200kℓ / 日	し尿及び浄化槽汚泥

(2) 残さの量及び処分方法

施設名	種 類	処分方法	残さ量 (t)
逢妻衛生プラント	乾燥汚泥	再利用	290
	焼却灰・飛灰	再利用・埋立	39
	沈 砂	埋立	18
砂川衛生プラント	脱水汚泥・し渣	焼却	1,577
	沈 砂	埋立	10

4 他市からの受入れ

施設名・処理業者名	区 分	受入量 (kℓ)	市町村名
逢妻衛生プラント	し尿・浄化槽汚泥	16,500	知立市
砂川衛生プラント	し尿・浄化槽汚泥	5,500	みよし市

5 汚水処理施設の維持管理

清掃、保守点検、法定検査の実施

6 市民に対する広報・啓発活動

(1) 下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換

- ・ イベント等による P R、啓発活動
- ・ 「下水道の日」「浄化槽の日」に合わせた P R 活動
- ・ 合併処理浄化槽設置費補助制度の活用

(2) 浄化槽の適正な維持管理

- ・ 浄化槽の機能を十分発揮させるためホームページ等により清掃、保守点検、法定検査の実施を P R
- ・ 浄化槽維持管理促進事業（自治区等を通じた組織的な浄化槽の維持管理）参加自治区等との共働による啓発